四日市マリッジサポート事業業務委託 仕様書

1. 業務の目的

人口減少・少子化は喫緊の課題であり、少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)においては、「少子化の主な原因は、未婚化・晩婚化と有配偶出生率の低下であり、特に未婚化・晩婚化(若い世代での未婚率の上昇や初婚年齢の上昇)の影響が大きいと言われている。」と記載されており、国においては、希望出生率1.8の実現に向け、国民が結婚、妊娠・出産、子育てに希望を見出せるとともに、男女が互いに生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚ができ、かつ、希望するタイミングで希望する数の子どもを持てる社会づくりの取り組みを進めている。

本市の出生数は全国と同様に減少トレンドにあり、人口減少・少子化に対応する必要があることから、本事業において、若者の結婚に対する機運を醸成するとともに、結婚を希望する独身の人を対象とした出会いの機会を設け、結婚につながるよう支援することを目的とする。

なお、当業務は、令和6年度事業から継続する業務があることに留意し、円滑な移行と十分な対応ができる体制を確保すること。

※結婚、妊娠・出産、子育では個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意して事業を実施する。

2. 業務の履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 業務の実施に係る留意事項

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施にあたり、本市と十分な協議を行い、その意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制、人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施にあたり、業務にかかる最新の事例、情報を収集し、業務への 反映に努めるとともに、実効性の高い具体的な提案を行うこと。
- (5) 受託者は、契約締結後、業務のスケジュールを報告すること。
- (6) 受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (8) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに 本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

4. 打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は本市と打合せを行い、業務進捗状況の報告、

業務方針及び疑義事項の確認等を行い、その内容については受託者がその都度議事録を作成したうえで、本市に提出すること。

5. 業務内容

業務内容は、以下のとおりとする。

- (1) 四日市マリッジサポート事業の情報発信
 - ① 結婚に対する機運を醸成するセミナー動画の制作・配信

若者が結婚をはじめとして、妊娠・出産、子育てに希望を見出し、結婚に対する機運が高まるようなセミナー動画を制作する。また、制作した動画を活用し、情報発信を行う。

<概要>

·動画制作:動画12本以上

·配信頻度:月1回程度

【留意事項】

- ・動画制作にあたっては、結婚や家庭づくりを考えるライフデザインのほか、マッチングアプリの利用等未婚者のニーズも踏まえ、結婚に対する機運が高まるような内容とすること。
- ・制作した動画は、令和5年度事業四日市マリッジサポート事業において制作したWE Bサイト(以下、「令和5年度WEBサイト」という。)のほか、市が指定するWEB サイトに一般公開すること。

【企画提案事項】

・制作する動画の内容を12本以上提案すること。提案にあたっては、動画の概要を具体的に示すこと。

② 情報発信·各種広報

令和6年度事業四日市マリッジサポート事業において制作したLINE公式アカウント(以下、「令和6年度LINE公式アカウント」という。)を管理・運用して、情報(デート・おでかけ情報、サクッと婚活Tips、出会いイベント)を発信する。また、令和6年度LINE公式アカウントの登録者を増やすため各種広報を行う。

【企画提案事項】

・各種広報の媒体を提案すること。

(2) 出会い・婚活に関する相談対応

① 相談会の実施

出会いや婚活に関する質問・相談を受け付ける相談会を実施する。

<概要>

·開催回数:4回以上

・開催方法:企画提案による

・参加者数:企画提案による

・対象者:市内在住、市内在勤又は市内在学の独身の方(20歳~39歳)

【企画提案事項】

・相談会の開催方法及び1開催あたりの定員(参加者数)を提案すること。

【留意事項】

- ・相談会の開催方法は、企画提案によるものとするが、委託者と協議し、開催日の約2 か月前には決定すること。
- ・相談員の手配等の相談会開催に係る経費の一切は事業費に含めること。
- ② LINE公式アカウントによる相談対応

令和6年度LINE公式アカウントを管理・運用して、出会い・婚活に関する相談に対応する。

<概要>

- ・相談対応:令和6年度の対応(LINEでの相談は5往復程度までとし、それ以降は 来所しての相談または電話での相談対応)を準拠すること
- ・アカウントの管理・運用期間:令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

【留意事項】

- ・相談対応にあたっては、円滑な対応ができる体制を整えること。
- ・令和6年度から円滑な引き継ぎを行い、相談対応をすること。

【企画提案事項】

- ・相談対応の体制を提案すること。
- (3) 出会いイベント及び事前ガイダンスの企画・開催
 - ① 出会いイベントの企画・開催

参加者同士が十分に交流でき、出会いのきっかけとなるイベントを企画・開催する。

<概要>

· 開催回数: 5回以上

• 開催方法: 対面

·参加者数:男女各10名程度

・対象者:市内在住、市内在勤又は市内在学の独身の方(20歳~39歳)

・参加費:出会いイベントの参加費は食事や会場使用料等の実費相当分以内は徴収す

ることができるものとする。

【留意事項】

- ・出会いイベントの内容は、企画提案によるものとするが、委託者と協議し、開催日の 約2か月前には決定すること。
- ・参加者が前向きに交流できる雰囲気づくりや本市の魅力を感じることができるような イベントを企画すること。
- ・令和5年度WEBサイトを管理・運用し、出会いイベントの開催案内等を周知して申 込受付を行うこと。なお、WEBサイトのドメイン使用料は事業費に含めること。
- ・令和6年度LINE公式アカウントにおいて、出会いイベントの情報を発信すること。
- ・参加者の募集等にあたっては、チラシ等を作成するなど、広く情報発信を実施すること。
- ・応募者多数の場合は、令和6年度の選定基準に準拠して選定すること。
- ・参加者に対し、アンケートを実施すること。

【企画提案事項】

- ・出会いイベントの企画を5つ以上提案すること。
- ・出会いイベントの周知方法を提案すること。

② 事前ガイダンスの動画の制作・配信

婚活イベント参加者を対象に事前に異性とのコミュニケーション方法のほか、服装やマナー、婚活するための心構えなどを身につけ、婚活に自信を持って前向きに取り組むことができるようなスキルが得られるガイダンス動画をオンラインにて配信する。

<概要>

- ガイダンス動画:男女各1本(30分程度)
- 対象者:(3)①出会いイベントの参加者

【留意事項】

- ・ガイダンス動画の内容は企画提案によるものとするが、作成にあたっては、委託者と 協議の上、制作をすること。また、全ての出会いイベントに対応する内容とし、必要に 応じて動画の編集を随時行うこと。
- ・出会いイベント参加者の視聴確認を行うこと。

【企画提案事項】

- ・ガイダンス動画(男女各1本)の内容を提案すること。
- ・視聴確認の方法を示すこと。

(4) 成果の把握・分析及び考察

本事業の結果とまとめ、分析及び考察を行い、結婚支援に資する課題や効果的な施策をとりまとめる。

6. 成果品

受託者は業務を完了して、以下に定める成果品を本市に提出して検査を受けるものとし、 本市から本業務に適合しないとして修正の指示があった場合には、速やかに修正を行うも のとする。

【成果品】

(1) 実績報告書 4部

報告書には事業概要、参加者名簿、アンケート集計結果等や、事業効果、課題の検証を 含めて記載すること。

(2) 実績報告書 電子データ 2部

報告書のデータをPDF方式に加工し、電子記憶媒体に保存すること。

(3) 制作したデータ (素材を含む) 一式

7. 支払方法

完了払とする。

8. 権利関係

(1) 本業務における成果物の取扱い

- ①本業務の履行に係る成果物の所有権は全て市に帰属する。
- ②成果物が著作権法(昭和45年法律第48条)第2条第1項第1号に規定する著作物 (以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物にかかる受託者の著作 権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利)を当該著作物の引き渡し時 に市に無償で譲渡するものとする。

(2) 著作権・知的財産権の使用

- ①本業務の履行に際し、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受 託者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- ②上記にかかわらず、市がその方法を指定した場合はその限りではない。

9. 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)を含む。)を取り扱う場合においては、個人情報の漏えい、滅失又は改ざんをすることのないよう適正な管理を行うほか、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

10. 暴力団等不当介入に関する事項

(1)契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成 20 年四日市市告示第 28 号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- ① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- ② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- ③ ①②の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

11. 障害者差別解消に関する事項

(1)対応要領に沿った対応

- ① この契約による事務・事業の実施(以下「本業務」という。)の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。)に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領(平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。)に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- ② ①に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

(2) 対応指針に沿った対応

上記(1)に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。)に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

12. その他

- (1) 本業務により得られた成果品、資料及び情報等は、本市の許可なく他に公表、貸与、 使用、複写、遺漏してはならない。
- (2) 受託者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を 速やかに委託者に報告しなければならない。また、損害賠償の請求があった場合には、 受託者が事故の責任において一切を処理するものとする。
- (3)業務完了後に、受託者の責に帰すべき事由による成果品の不良個所があった場合は、 受託者は速やかに必要な修正、補足等の措置を行うものとし、これにかかる経費は受

託者の負担とする。

(4) プロポーザルにおける企画提案書の内容及びヒアリングの回答は本契約に含む。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

- 第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第67条に規定する義務を負う。
- 2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

- 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務 を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。
- 2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置 を講じなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 (適正な管理)
- 第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。
- 3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。
- 4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

- 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 (再委託の禁止)
- 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、 又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、前項の承諾により再委託 (下請を含む。以下同じ。) する場合は、再委託先における個 人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による

業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

- 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。
- 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち 出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

- 第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。
- 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行 うものとする。
- (1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断
- (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
- 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせたときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
- 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、 当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

- 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 (苦情の処理)
- 第11 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があった ときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(定期報告及び事故発生時における報告)

- 第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- 2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき 必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾 を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うこ とができる。

2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の 処理に関して必要な指示をすることができる。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、 契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。